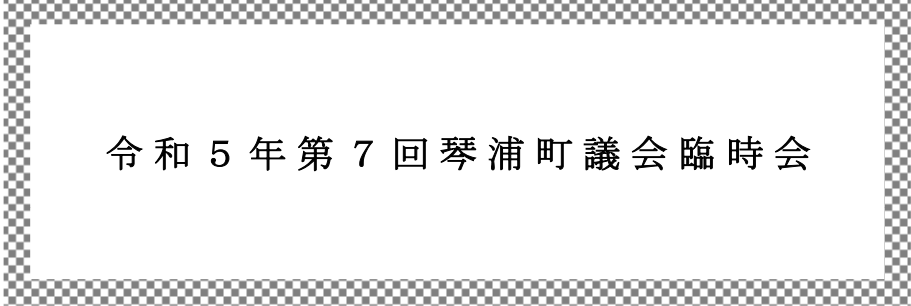


令和5年10月23日提案



令和5年第7回琴浦町議会臨時会

琴 浦 町

町長提出議案

議案第 113 号 令和 5 年度琴浦町一般会計補正予算（第 7 号）	113
議案第 114 号 財産の無償貸付について	114

議案第113号

令和5年度琴浦町一般会計補正予算（第7号）

令和5年度琴浦町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16,700千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,172,884千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和 5 年 10 月 23 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 5 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19. 繰入金		722,571	16,700	739,271
	2. 基金繰入金	712,039	16,700	728,739
歳入合計		13,156,184	16,700	13,172,884

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 教育費		1,076,608	16,797	1,093,405
	5. 保健体育費	261,161	16,797	277,958
13. 予備費		25,893	△97	25,796
	1. 予備費	25,893	△97	25,796
歳 出 合 計		13,156,184	16,700	13,172,884

第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

1. 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
9. 教育費	5. 保健体育費	東伯総合公園改修事業	16,797

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

一般 (単位: 千円)

款	補正前の額	補正額	計
19. 繰入金	722,571	16,700	739,271
歳 入 合 計	13,156,184	16,700	13,172,884

(歳出)

一般 (単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
9. 教育費	1,076,608	16,797	1,093,405			16,700	97
13. 予備費	25,893	△97	25,796				△97
歳出合計	13,156,184	16,700	13,172,884			16,700	

2. 歳入

(款) 19. 繰入金

(項) 2. 基金繰入金

一般 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
14. 公共施設等建設基金繰入金	4,000	16,700	20,700	1. 公共施設等建設基金繰入金	16,700	公共施設等建設基金繰入金 16,700
計	712,039	16,700	728,739			

3. 歳 出

(款) 9. 教育費 (項) 5. 保健体育費

一 般 (単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
3. 体育施設費	43,933	16,797	60,730			16,700	97	12. 委託料	16,797	東伯総合公園サッカー場改修測量設計 業務委託料 11,187
										東伯総合公園サッカー場夜間照明設計 業務委託料 5,610
計	261,161	16,797	277,958			16,700	97			

(款) 13. 予備費 (項) 1. 予備費

1. 予備費	25,893	△97	25,796				△97		△97	
計	25,893	△97	25,796				△97			

議案第 1 1 4 号

財産の無償貸付について

次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

1 貸付財産

区分	所在	地目	地積(m ²)
土地	琴浦町大字山川字勝田川頭西平 8 0 7 番 4	原野	5 9, 3 3 0

2 相手方

(1) 住所 東京都港区西新橋一丁目 3 番 1 号

(2) 氏名 日本水産株式会社 代表取締役社長執行役員 的埜 明世

3 貸付期間

令和 5 年 1 0 月 3 0 日から令和 1 0 年 1 0 月 2 9 日まで(5 年間)

4 理由

とっとり共生の森事業実施のため、日本水産株式会社に無償で貸し付けている上記の土地について、無償貸し付け期間を延長するものである。

令和 5 年 1 0 月 2 3 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 5 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志